

表 1 (令和2年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R2	企画財政部 都市経営室	第2期長崎広域 連携中枢都市圏 ビジョン	408	R2.4 ～ R3.3	人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点として、1市2町(長崎市、長与町、時津町)により「長崎広域連携中枢都市圏」を形成している。 連携中枢都市圏の中長期的な将来像や具体的取組みを示した「長崎広域連携中枢都市圏ビジョン」の次期計画(期間:令和3年度～令和7年度)を策定する。	圏域の民間や地域の関係者で構成される長崎連携中枢都市圏ビジョン会議において、例年行っている連携事業の実施状況の検証に加え、第1期長崎広域連携中枢都市圏ビジョンの振り返りを実施し、7件の新たな連携事業を追加した第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン(令和3年度～令和7年度)を策定した。 第2期ビジョンにおいては、「活力と魅力にあふれる長崎都市圏～住みたい、住み続けたい、訪れたい～」を目指す将来像として掲げ、その実現に向け、連携事業内容の充実を図り、成果を意識した事業実施を推進する。	なし (配布済)
2	R2	企画財政部 地域コミュニティ推進室	みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】	1,188	H31.4 ～ R3.3	安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりを更に進めていくため、本市がめざす地域の姿や、その実現に向けた支援策などを示す計画を策定する。 なお、本計画は、社会福祉法に基づく地域福祉計画を包含したものである。	第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画が令和2年度で終了となることから、令和3年度を開始時期とする地域福祉計画を包含した「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」を策定した。 策定にあたっては、アンケート調査をもとに、庁内組織である「地域コミュニティ推進本部」、附属機関である「地域コミュニティ推進審議会」での審議及び議会や市民等の意見を広く取り入れた。 今後は、本計画において掲げる「みんながつながり支え合い、安心していきいきと暮らせるまち」の実現に向けて地域と市、関係機関が連携、協働して、地域のまちづくりを推進する。	なし (配布済)

※ 空白ページ

表 2 (令和3年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R3	情報政策推進室	(仮称)長崎市DX推進計画	19,258	R3.4 ～ R4.3	<p>コロナ禍において明らかとなったデジタル化の遅れを取り戻すため、社会全体のデジタル化が急速に進もうとしている。</p> <p>本市においても、この流れに遅れることなく計画的にデジタル化を進める必要があることから、都市全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)と、市役所のDXを推進するための指針となる計画を策定する。</p>	<p>デジタル化やマーケティング等に知見を有する外部人材を登用し、都市全体のDXに必要な支援や助言を求めるとともに、デジタル化推進に関して調査審議を行う長崎市DX推進委員会や市民等、利用者視点での意見等を広く取り入れながら計画の策定に取り組む。</p>
2	R3	企画財政部都市経営室	長崎市過疎地域持続的発展計画	0	R3.4 ～ R3.9	<p>「過疎地域自立促進特別措置法」が令和2年度で期限を迎え、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が新たに令和3年度に施行されたことに伴い、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のため、「過疎地域持続的発展計画」(期間：令和3年度～令和7年度)を策定する。</p> <p>過疎地域…香焼、伊王島、高島、野母崎、外海</p>	<p>対象地域の実情を踏まえ、地域住民をはじめ市民等の意見を広く取り入れながら計画の策定に取り組む。</p> <p>策定後は、本計画に基づき過疎地域における持続可能な社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の更なる向上を図る。</p>
3	R3	企画財政部都市経営室	長崎市第五次総合計画	18,298	H30.4 ～ R3.12	<p>中・長期的な視点から、本市がめざすべき方向性や将来の都市像、その実現に向けた施策等を示す市政運営上の最上位計画として、次期総合計画(期間：令和4年度～令和7年度)を策定する。</p> <p>総合計画は、行政のみならず市民等のあらゆる主体がまちづくりに一体となって取り組むための共通の活動指針となるものである。</p>	<p>平成30年度及び令和元年度は、本市の現状を把握するための基礎調査や、様々な分野や幅広い年代の市民の方から市政に関する意見聴取を行い、令和2年度には第五次総合計画の基本構想部分を策定した。</p> <p>令和3年度については、市民や議会、総合計画審議会からのご意見を踏まえ、第五次総合計画前期基本計画の策定に取り組む。</p>
4	R3	企画財政部都市経営室	長崎市第二期教育大綱	0	R3.4 ～ R4.3	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、当該地方公共団体の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定する。</p>	<p>令和3年度において、市長と教育委員で構成される「長崎市総合教育会議」及び議会からの意見を踏まえ、第二期教育大綱の策定に取り組む。</p>

表 2 (令和3年度作成分)

## 基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
5	R3	市民生活部 スポーツ振興課	長崎市スポーツ推進計画	0	R3.4 ～ R4.3	スポーツ基本法に基づき、運動・スポーツを通じてすべての長崎市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出することを目指すために策定している現行の「長崎市スポーツ推進計画」が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	長崎市スポーツ推進審議会からの提言や市民アンケートの結果を踏まえ、計画の素案を作成し、パブリックコメントの実施を経て策定する。
6	R3	市民生活部 もみじ谷斎場	長崎市新火葬場整備基本構想	3,734	R2.4 ～ R4.3	昭和53年12月の全面建替えから40年以上経過している「長崎もみじ谷斎場」の建替えに当たって、新しい火葬場として必要な規模や機能、設備等を多角的な見地から検討した基本構想を策定し、今後の建替えの指針とする。	庁内での検討、附属機関（長崎市火葬場整備計画審議会）での意見聴取を踏まえ、基本構想の素案を作成し、パブリックコメントの実施を経て策定する。
7	R3	市民生活部 人権男女共同参画室	第3次長崎市男女共同参画計画	790	R3.4 ～ R4.3	長崎市男女共同参画推進条例第7条に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、策定している「第2次長崎市男女共同参画計画」が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	市民及び市職員への意識調査の分析に加え、審議会や市民の意見等を広く取り入れながら計画の策定に取り組む。
8	R3	市民生活部 人権男女共同参画室	第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画	779	R3.4 ～ R4.3	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するために策定している「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」が令和3年度で計画期間満了となるため、次期基本計画を策定する。	社会情勢の変化や審議会、市民の意見等を広く取り入れながら計画の策定に取り組む。

表 2 (令和3年度作成分)

## 基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
9	R3	市民生活部 文化振興課	長崎市新たな文化施設基本計画	24,662	R2.7 ～ R3.9	新たな文化施設の整備に向けたビジョンや求められる機能、規模など基本的な考え方を示した基本構想を令和元年7月に策定したところであり、この基本構想をもとに、専門的・技術的見地からの助言等や、新たな文化施設に関するこれまでの議論や調査の結果などを踏まえ、基本計画を策定する。	文化振興審議会及び市民ワークショップを開催し、幅広い意見を聴取するとともに、文化施設整備に係る専門的・技術的な知識を有する事業者の意見も聴取するなど、幅広い意見を取り入れながら計画の策定に取り組む。
10	R3	市民生活部 文化振興課	アクションプラン	1,464	R3.9 ～ R4.3	市民文化活動振興プランとの整合を図りつつ、本市の文化芸術の振興を図る施策を効果的に展開するために策定している現行のアクションプランが令和3年度で計画期間満了となるため、次期アクションプランを策定する。	長崎市の文化振興に関する重要事項の調査審議を行う長崎市文化振興審議会において審議するなどしながら計画の策定に取り組む。
11	R3	市民生活部 自治振興課	第11次長崎市交通安全計画	109	R3.6 ～ R3.12	交通事故のない安全・安心な社会の実現のため、人優先の交通安全思想を基本とし、総合的かつ計画的な施策の推進を図る。 現行の「長崎市交通安全計画」が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	策定にあたっては、長崎市交通安全対策会議や市民から意見聴取を行い、幅広く市民の意見を取り入れた計画となるよう取り組む。
12	R3	市民生活部 自治振興課	第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画	388	R3.4 ～ R4.3	個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会の実現のため、安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な施策の推進を図る。 現行の「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	策定にあたっては、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会や市民から意見聴取を行い、幅広く市民の意見を取り入れた計画となるよう取り組む。

表 2 (令和3年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
13	R3	市民生活部 自治振興課	第1次長崎市犯罪被害者等支援計画	0	R3.4 ~ R3.9	犯罪被害者等を支援する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「長崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、支援計画を策定する。	策定にあたっては、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会や市民から意見聴取を行い、幅広く市民の意見を取り入れた計画となるよう取り組む。